

土木工事特記仕様書（H 2 3 年度版）											（修正） 土木工事特記仕様書（H 2 3 年度版）											区分	備考
第 1 編 共 通 編											第 1 編 共 通 編												
第 1 章 総 則											第 1 章 総 則												
特仕 1－1－26 工事中の安全確保											特仕 1－1－26 工事中の安全確保												
12. 定期安全研修・訓練等											12. 定期安全研修・訓練等												
受注者は「共仕」第 1 編 1－1－26 工事中の安全確保の 8 項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し 施工計画書 へ記載しなければならない。											受注者は「共仕」第 1 編 1－1－26 工事中の安全確保の 8 項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し 施工計画書 へ記載しなければならない。												
(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画											(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画												
(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。											(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。												
1) 月 1 回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目											1) 安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目												
2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法											2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法												
3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法											3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法												
4) K Y 及び新規入場者教育の方法											4) K Y 及び新規入場者教育の方法												
5) 場内整理整頓の実施											5) 場内整理整頓の実施												
特仕 1－1－30 環 境 対 策											特仕 1－1－30 環 境 対 策												
2. 低騒音型・低振動型建設機械											2. 低騒音型・低振動型建設機械												
受注者は、「共仕」 1－1－30環境対策 8 項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。											受注者は、「共仕」 1－1－30環境対策 8 項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。												
① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年 4 月 9 日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。											① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年 4 月 9 日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。												
② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。											② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。												
低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示するものとする。											低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示するものとする。												
第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート											第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート												
第 3 節 レディーミクストコンクリート											第 3 節 レディーミクストコンクリート												
特仕 3－3－2 工場の選定											特仕 3－3－2 工場の選定												
表 3	No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 _μ N/mm ²	スラブ厚 _{mm} cm	粗骨材の最大寸法 _{mm}	セメントの種類	単位セメント量 _{kg}	空気量 _%	J I S 規格の有無	摘 要	表 3	No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 _μ N/mm ²	スラブ厚 _{mm} cm	粗骨材の最大寸法 _{mm}	セメントの種類	単位セメント量 _{kg}	空気量 _%	J I S 規格の有無	摘 要
	1	P C 横桁・P C 桁間コンクリート・P C ホーロースラブの間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○			1	P C 横桁・P C 桁間コンクリート・P C ホーロースラブの間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
	2	P C スラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○			2	P C スラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
	3	P C ポステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○			3	P C ポステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○	
	4	合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○			4	合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○	
	5	非合成床版、RC床版（鉄筋コンクリート）側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○			5	非合成床版、RC床版（鉄筋コンクリート）側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
	6	（鉄筋コンクリート）地覆・壁高欄	〃	24	8	25	B B	－	4.5	○			6	（鉄筋コンクリート）地覆・壁高欄	〃	24	8	25	B B	－	4.5	○	
	7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○			7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
	8	場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○			8	場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
	9	トンネル覆工用（機械打設）	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 270以上）		9	トンネル覆工用（機械打設）	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 270以上）
	10	トンネル施工用	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量		10	トンネル施工用	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量

Ⅰ 配 合 表		(インバート打設)								240以上 側壁導坑の一次覆工 含む
	11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場（上 屋を除く）・堰 (鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・樋門・樋管	#	24	8	25	#	－	4.5	○
	12	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 （張）胴裏込	#	18	8	25	#	－	4.5	○
	13	厚16cm未満の側溝・ 集水溝・石積（張） 胴裏込・管渠	#	18	8	25	#	－	4.5	○
	14	重力擁壁・モタレ擁 壁	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	15	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	16	重力式橋台	#	21	8	40	#	－	4.5	○
	17	均しコンクリート	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	18	セメントコンクリー ト舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5	40	N	－	4.5	○
	19	〔河川〕護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張（平 場）・堰（無筋）	普通	18	5	40	B B	－	4.5	○
	20	〔河川〕護岸コンク リート張（法面）	普通	18	3	40	#	－	4.5	－
	21	〔河川・海岸〕護岸 均しコンクリート	#	－	3	25	#	170 以上	－	－
	22	〔海岸〕波返し・表 法張・基礎	#	24	8	40	#	－	4.5	○
	23	〔海岸〕無筋コンク リート擁壁	#	24	8	40	#	－	4.5	○
	24	〔海岸〕根固ブロック 1 0 t 以上	#	24	5	80	#	－	(4.0)	－
	25	〔砂防〕主副堰堤・ 側壁（砂防）1 0 t 以上の根固ブロック	#	18	5	80	#	－	4.0	－
	26	〔砂防〕堤冠（膠石 コンクリート）	#	－	－	80	#	600 以上	－	－
	27	〔砂防〕堤冠（富配 合コンクリート）	#	－	5	80	#	300 以上	4.0	－
	28	〔砂防〕溪流保全工・護 岸・〔砂防〕1 0 t 未 満根固ブロック （砂防）主副堰堤、側壁	#	18	5	40	#	－	4.5	○
										現場配合の場合は設 計図書に示す
										水セメント比は（34） 程度とする
										水セメント比は（40） 程度とする 現場配合の場合は設 計図書に示す
										現場配合の場合は設 計図書に示す

注：１）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。
２）設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50％以下を標準とする。
３）均しコンクリートの水セメント比は60％程度とする。
４）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
５）追加特記仕様書設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第1節 総 則

Ⅰ 配 合 表		(インバート打設)								240以上 側壁導坑の一次覆工 含む
	11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場（上 屋を除く）・堰 (鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・樋門・樋管	#	24	8	25	#	－	4.5	○
	12	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 （張）胴裏込	#	18	8	25	#	－	4.5	○
	13	厚16cm未満の側溝・ 集水溝・石積（張） 胴裏込・管渠	#	18	8	25	#	－	4.5	○
	14	重力擁壁・モタレ擁 壁	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	15	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	16	重力式橋台	#	21	8	40	#	－	4.5	○
	17	均しコンクリート	#	18	8	40	#	－	4.5	○
	18	セメントコンクリー ト舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5	40	N	－	4.5	○
	19	〔河川〕護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張（平 場）・堰（無筋）	普通	18	5	40	B B	－	4.5	○
	20	〔河川〕護岸コンク リート張（法面）	普通	18	3	40	#	－	4.5	－
	21	〔河川・海岸〕護岸 均しコンクリート	#	－	3	25	#	170 以上	－	－
	22	〔海岸〕波返し・表 法張・基礎	#	24	8	40	#	－	4.5	○
	23	〔海岸〕無筋コンク リート擁壁	#	24	8	40	#	－	4.5	○
	24	〔海岸〕根固ブロック 1 0 t 以上	#	24	5	80	#	－	(4.0)	－
	25	〔砂防〕主副堰堤・ 側壁（砂防）1 0 t 以上の根固ブロック	#	18	5	80	#	－	4.0	－
	26	〔砂防〕堤冠（膠石 コンクリート）	#	－	－	80	#	600 以上	－	－
	27	〔砂防〕堤冠（富配 合コンクリート）	#	－	5	80	#	300 以上	4.0	－
	28	〔砂防〕溪流保全工・護 岸・〔砂防〕1 0 t 未 満根固ブロック （砂防）主副堰堤、側壁	#	18	5	40	#	－	4.5	○
										現場配合の場合は設 計図書に示す
										水セメント比は（34） 程度とする
										水セメント比は（40） 程度とする 現場配合の場合は設 計図書に示す
										現場配合の場合は設 計図書に示す

注：１）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。
２）設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50％以下を標準とする。
３）均しコンクリートの水セメント比は60％程度とする。
４）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
５）追加特記仕様書設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第1節 総 則

特仕 1 - 1 - 17 土木工事品質確認技術者

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監査技術基準 (準) による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監査職員等の段階確認頻度C	
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B		
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線	
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線	
護岸工	法覆工（覆土工がある場合） 基礎工、根固工	覆土工前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事	
		設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事	
重要構造物 別荘工（橋門・橋管を含む） 堰体工（橋台） R C堰体工（橋脚） 橋脚・ナリ工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎	
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事	
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事	
堰体工 R C堰体工		首座の位置決定時	首座の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事	
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事	
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパ－、寸法等	一般：－ 重点：1回 / 1構造物	一般：－ 重点：1回 / 1構造物	－	一般：－ 重点：1回同左	
おしつけシート(D) 桁製作工 プレキャストボックス組立工 プレキャスト桁製作工 PCボックス製作工 PC版桁製作工 PC橋桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ヶアル数 重点：10％程度／総ヶアル数	一般：5％程度／総ヶアル数 重点：10％程度／総ヶアル数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事	
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ヶアル数 重点：20％程度／総ヶアル数	一般：10％程度／総ヶアル数 重点：20％程度／総ヶアル数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事	
		P C鋼橋・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事	
		トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎			1回／土(岩)質の変化毎
		トンネル支保工	支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 リットル外打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎			1回／支保工変更毎
		トンネル覆工	コンクリート打設前 コンクリート打設後	巻立空間 出来形寸法	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方 1回／200m以上臨場により確認			一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方 1回／200m以上臨場により確認
おしつけシート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎			1回／構造の変化毎	
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。			適用除外		各工事ごと別途定める。	

注) 表中の「段階確認の履歴」は、目録であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。
また①ロットとは、橋台等の単体構造物(コンクリート打設区、両面内連通部および施工単位(日掛)毎)とする。
②土木工事品質保証技術者の職務による品質確保で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。
③重要工事及び他の工事
・重点工事：下記の工事
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
ロ 施工条件が難しい工事
ハ 第三者に対する影響のある工事
その他
④
・写真等による品質確認については、写真・施工管理簿により施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

第 8 編 砂 防 編

第 1 章 砂 防 堰 堤

第8節 コンクリート堰堤工

特仕 1-8-9 残存型柵 (砂防工)

2. 残存型樁（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート

特仕 1 - 1 - 17 土木工事品質確認技術者

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監査技術基準 (第)による 設備確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度による 監督職員等の設備確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
高低・擁壁工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
護岸工	法覆工（覆土 施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事	－	－	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事	－	－	1回／1工事
重要構造物 （橋門・涵管を含む） 躯体工 （橋台） R C 躯体工 （橋脚） 橋脚・パイプ工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 突間堰本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質の変化
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
		客席の位置決定時	客席の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
		床版工	鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	一般：－ 重点：1回／1構造物	対象外	－	対象外
プレストレス工(I) 桁製作工 アライヤブロッサ組立工 プレキャスト PCスラブ製作工 PC箱型製作工 RC箱型製作工 RC片持格納製作工 PC押出し箱型製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 縦横め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ヶル数 表重点：10％程度／総ヶル数	一般：5％程度／総ヶル数 表重点：10％程度／総ヶル数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		プレストレス導入完了時 縦横め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ヶル数 表重点：20％程度／総ヶル数	一般：10％程度／総ヶル数 表重点：20％程度／総ヶル数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		PC鋼梁・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎毎	適用除外		1回／土(岩)質の変化毎毎
	トンネル支保工	支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 パッド外打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎			1回／支保工変更毎
	トンネル覆工	コンクリート打設前	巻上空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方			一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方
		コンクリート打設後	出来形状	1回／20.0m以上臨場により確認	1回／20.0m以上臨場により確認		
トビロケット工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎			1回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。					各工事ごと別途定める。

注）表中の「既設構造物の取壊し」は、目録であって、工事内容および施工方法等は提案の上決定することとする。
 ① 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設後、両面内容の造作造物に施工費（目録）毎とする。
 ② 土木工事品質管理技術者の臨場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおりの監督員による「既設確認」を行うものとする。
 ③ 一般型・重点工事以外の工事
 ④ 重点監査：下記の工事
 イ 主たる工種に新工法・新材料を使用した工事
 ロ 施工条件が厳しい工事
 ハ 第三者に対する影響のある工事
 ニ その他
 ⑤ 写真等による品質確認については、写真・施工管理「行」により施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

第 8 編 砂 防 編

第 1 章 砂 防 堰 堤

第8節 コンクリート堰堤工

特仕 1-8-9 残存型柵（砂防工）

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート

製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表 1－1 に従って品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

表 1－1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠（外壁兼用型） 6 0 Kg/枚以下	
	残存化粧型枠（外壁兼用型） 1 1 0 Kg/枚以下	
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第 8 編 1－8－4 の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、 エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品 質 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。

2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、**構造物内部及び型枠裏面に十分に**コンクリートがまわり込むように締固めなければならない。

4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。

また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第 10 編 道 路 編

第 4 章 鋼 橋 上 部

第 5 節 鋼橋架設工

特仕 4－5－10 支承工

製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表 1－1 に従って品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

表 1－1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項 目	内 容	摘 要
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第 8 編 1－8－4 の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、 必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質 規格 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。

2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが**十分に**まわり込むように締固めなければならない。

4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。

また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第 10 編 道 路 編

第 4 章 鋼 橋 上 部

第 5 節 鋼橋架設工

特仕 4－5－10 支承工

1. 品質の確認

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表 4－8 のとおりとする。

表 4－8 無収縮モルタルの配合 (1 m³ 当り)

名 称	規 格	単位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注) 上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表 4－9 に示す。

表 4－9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8 ± 2 秒	J ₁₄ ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りまぜ 2 時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1 時間以上 終結：10 時間以内	ASTM C 403
膨 張 収 縮 率	材令 7 日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」 付属書
圧 縮 強 度	材令 3 日：25N/mm ² 以上 材令 28 日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径 5 cm 高さ 10cm

第 5 章 コンクリート橋上部

第 5 節 P C 橋工

特仕 5－5－6 支承工

1. ゴム支承の材料
 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. 製造会社名
 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの適用規定
 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕 4－5－10 支承工の規定によるものとする。

第 6 節 プレビーム桁橋工

特仕 5－6－3 支承工

1. ゴム支承の材料
 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの配合

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表 4－8 のとおりとする。

表 4－8 無収縮モルタルの配合 (1 m³ 当り)

名 称	規 格	単位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注) 上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表 4－9 に示す。

4－9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8 ± 2 秒	J ₁₄ ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りまぜ 2 時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1 時間以上 終結：10 時間以内	ASTM C 403
膨 張 収 縮 率	材令 7 日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」 付属書
圧 縮 強 度	材令 3 日：25N/mm ² 以上 材令 28 日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径 5 cm 高さ 10cm

第 5 章 コンクリート橋上部

第 5 節 P C 橋工

特仕 5－5－6 支承工

1. 品質の確認
 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。
2. 無収縮モルタルの適用規定
 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕 4－5－10 支承工第 2 項の規定によるものとする。

第 6 節 プレビーム桁橋工

特仕 5－6－3 支承工

1. 品質の確認
 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の

2. 製造会社名 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 3. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工の規定によるものとする。 第7節　P Cホロースラブ橋工 特仕5－7－3　支承工 1. ゴム支承の材料 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2. 製造会社名 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 3. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工の規定によるものとする。 第8節　R Cホロースラブ橋工 特仕5－8－3　支承工 1. ゴム支承の材料 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2. 製造会社名 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 3. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工の規定によるものとする。 第10節　P C箱桁橋工 特仕5－10－3　支承工 1. ゴム支承の材料 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2. 製造会社名 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 3. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工の規定によるものとする。 第11節　P C片持箱桁橋工 特仕5－11－3　支承工 1. ゴム支承の材料 ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2. 製造会社名 受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 3. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工の規定によるものとする。	施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工第2項の規定によるものとする。 第7節　P Cホロースラブ橋工 特仕5－7－3　支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工第2項の規定によるものとする。 第8節　R Cホロースラブ橋工 特仕5－8－3　支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工第2項の規定によるものとする。 第10節　P C箱桁橋工 特仕5－10－3　支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工第2項の規定によるものとする。 第11節　P C片持箱桁橋工 特仕5－11－3　支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4－5－10支承工第2項の規定によるものとする。		
---	--	--	--